

主催 公益財団法人日弁連法務研究財団  
共催 関東弁護士会連合会 東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京弁護士会

債権法改正十番勝負研修会（その9）

# 民法における信義則

## —いま一度、契約責任を考える—

債権法改正法が昨年5月に成立し、施行日も2020年4月1日と決定されました。日弁連法務研究財団では、設立20周年記念事業の一環として「債権法改正十番勝負研修会」と称する連続研修会を実施していますが、このたび「その9」企画として「民法における信義則」をテーマに研修会を開催いたします。今回の改正で強化された契約の拘束力と信義則に基づく諸規律について考察し、さらに消費者契約と改正法との関係について検討する予定です。

多くの皆様の参加をいただきたくご案内いたします。

日時 2018年5月26日（土）13:00～17:00  
場所 弁護士会館2階クレオ（千代田区霞が関1-1-3）  
受講料 当財団会員及び第70期登録弁護士、司法修習生、法科大学院生は無料。なお、その他の方も本研修会当日に当財団に入会いただくことにより無料。それ以外の方は、資料代として2,000円を頂戴します。

### プログラム

#### ◆第一部 基調講演

その1「契約と社会—債権法改正が遺した課題」

講師 山野目 章 夫 氏（早稲田大学教授）

その2「消費者契約と改正民法」

講師 辰 巳 裕 規 氏（兵庫県弁護士会

・日弁連消費者問題対策委員会副委員長）

#### ◆第二部 パネル・ディスカッション

パネリスト 講師2名

高 須 順 一 氏

（東京弁護士会・元法制審議会民法（債権関係）部会幹事）

□事前申込制 お申込みは下記ご記入の上、5月21日までにFAXでお送りください。お申し込みいただいた方には、当財団より受講票を郵送します。

**FAX 03-3580-9381**

当財団の	会員である / 会員でない（どちらかを○で囲んでください。） ※会員でない方は当日、受付で会員申込みが可能です。資料代も不要となります。
所属／登録番号	※弁護士は所属弁護士会、その他の方は会社名等を、登録番号は弁護士の方のみ記載ください。 /
氏名／修習期	※修習期は弁護士の方のみ記載ください。 ( ) 期
受講票送付先住所	※弁護士の方は事務所以外への送付を希望する場合のみ記載ください。 〒

お申込み・お問い合わせ先

（公財）日弁連法務研究財団事務局

TEL 03-3580-9930 FAX 03-3580-9381

※御提供いただいた個人情報は、当財団の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本研修会の参加者確認のみに使用します。